市営霊園墓所使用権承継手続きについて

(4:親族による生前承継・特別理由)

次の必要書類等をご提出ください。※郵送での提出にご協力をお願いいたします。

	書類	注意事項等			
	①墓所使用権承継届	○承継者(新使用者)の実印を押印してください。			
市 か※	②墓所使用権承継に関する誓約書	※ 記入にあたっては、記載例をご参照ください。			
からお送りした書類※必要事項を記載	③墓所の適正管理ができない申立書 (兼) 生前承継に関する同意書	○墓所使用者(旧使用者)の実印を押印してください。 ○墓所の適正管理ができない理由を記載してください。			
	④納付金口座振替依頼書	○墓所の年間管理料の支払いについて、口座振替をご希望される場合は提出してください。 ※ 墓所使用者(旧使用者)が登録されていた場合でも、新たに承継者(新使用者)による登録が必要となります。 ※ 振替可能な金融機関のみとなります。			
	⑤墓所使用者(旧使用者)と承継者 (新使用者)との <u>つながりが確認</u> できる戸籍謄本類 <u>※(抄本不可)</u>	 ○配偶者が承継者となる場合→配偶者の戸籍謄本を取得 ○子が承継者となる場合→子の戸籍謄本と墓所使用者(旧使用者)の戸籍謄本を取得 ○兄弟姉妹が承継者となる場合→兄弟姉妹の戸籍謄本と墓所使用者(旧使用者)の戸籍謄本を取得 ※上記それぞれの戸籍謄本を確認し、つながりが証明でき 			
ご用意いただく書類	⑥墓所使用者(旧使用者)の <u>現在の</u> 戸籍謄本等	るように取得してください。ご不明な場合は、戸籍謄本 のある市区町村の戸籍担当へご確認ください。			
ただく	⑦承継者(新使用者)の住民票	※本籍地の記載があるもの※マイナンバー(個人番号)の記載がないもの			
書 類	⑨印鑑登録証明書	○各書類に押印した実印の印鑑登録証明書			
	⑩墓所使用許可証(原本)	○紛失している場合は、「墓所使用許可証未添付申立書」に 記入の上、添付してください。			
	⑪手数料 (300円)	○公園課窓口に提出の場合…書類提出時に市役所内の指定金融機関で支払い○郵送の場合…郵便局で購入した「定額小為替300円分」を同封(小為替には何も記入しないでください)			

- 1 添付書類は原本を確認後にお返しします(原本還付)。原本還付をお急ぎの場合は、公園課窓口で「原本とコピーの両方」をご提出ください。
- 2 新使用者が<u>市外在住の場合</u>、年間管理料の金額は市内在住者の<u>5割増し</u>となります。 (毎年4月の初日時点の住民登録が基準となります。)
- 3 遺骨を埋蔵する際は、事前に届出が必要です(埋蔵の7日前までに峰山霊園管理事務所へ) 必要書類は峰山霊園管理事務所(1m.042-777-0487)にご確認ください。
- 4 書類不備があった場合は、必要な追加資料等を記載したメモと一緒にお預かりした書類すべてを一度ご返却します。再度、追加資料等を添えてご提出ください。

【提出先・問い合わせ先】

相模原市役所 公園課 企画・管理班

所在地: 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 (本庁舎本館5階)

電 話:042-769-8243 (直通)

時 間:8時30分~17時15分(正午~13時及び土日祝日を除く) ※窓口持参の方は、**予約のうえ**市役所本庁舎本館5階にお越しください。

墓 所 使 用 権 承 継 届

				年	月	日
相模原	市長のあて	_				
			届出者(承継者) 〒	=		
			住所			
			<u>ーー</u> フリガナ			
			氏 名			実印
			電 話			
次のとお	り届け出ま	ंच				
霊	園	名		営峰山霊園 営柴胡が原	霊園	
墓	所の種	別	□ 芝生墓所	□墓石	—— 付芝生墓 式墓所	所
区	画 番	号			列	番
墓(本 籍					
所使用者)	 住 所					
用 者 者	氏 名					
П	本籍					
へ る 新	住 所					
(新使用者)	氏 名					
者者						
	旧使用者 との続柄	□配偶者 □その他)
承継	理由	□墓所使 □その他	[用者(旧使用者 (首) 死亡)
			: <u>`</u> 〔用許可証 □ □	5約聿 口戶	1年冬紀訂	<u> </u>
添付	書類	口住民票				
			□その他()
上記届出につ	いて承認して	こよろしいか。	D	起案	•	
課長		担当	合 議	決 裁	•	•
				施行		• 即
				公印承記	 忍	/ 印
備考欄				領収書码	隺認	/ 印
口来庁	□郵送 □]住民票等原	本返却	システム	ム確認	/ 印
(宛名番号)(世帯番	5号) 住基確認	刃	/ 印

墓所使用権承継に関する誓約書

霊 園 名	□峰山霊園	□普通墓所	□芝生』 第	墓所 □墓 区	石付芝生 列	E墓所 番
墓所番号	□柴胡が原霊園			区		番
墓所使用者名 (旧使用者)						
承継者名 (新使用者)	(墓所使用者からる	みた続柄)				
私はこの度、	上記のとおり墓庭	所使用権の落	秋継を子	定してい	ますが	、承継届
の提出にあたり	、次のとおり誓約	的します。				
1 私は、今後	、上記墓所の祖先	先の祭祀を 言	Eしてい	きます。		
2 承継後は、	相模原市営霊園纟	条例等の諸規	見定を遵	守します	0	
3 当該承継に	ついて、異議を	昌える者がな	らったと	きは、和	ムが責任	:を持って
当事者間で解	決します。					
4 当該承継は	、相模原市営霊園	園条例第17	7条で禁	止されて	こいる譲	渡又は転
貸ではありま	ぜん。					
相模原市長	宛					
令和 年	5 月 日					
<u>住所</u>					_	
					実印	
氏名						

(印鑑証明書添付)

墓所の適正管理ができない申立書(兼)生前承継に関する同意書

霊園名	□峰山霊園	□普通墓所 第	□芝生墓所 区	□墓石付芝生墓所 列 番
墓所番号	□柴胡が原霊園		X	番
墓所使用者 (旧使用者)				
承継者 (新使用者)	(墓所使用者からる	みた続柄)		
墓所の適正管理が できない理由	□外国〜帰化・永信 □疾病又は怪我	主 □高齢 □その他		□遠隔地居住)
私は、上記の理	里由で墓所の適正を	管理ができた	ないので申し	<u></u> 立てます。詳しく
は、次のとおりて	です。			
• • •	二記の承継者が墓戸 こして祖先の祭祀		. ,, ,	とについて同意する
相模原市長 宛	<u>i</u>			
令和 年	月 日			
住所				
				実印
氏名				_

(印鑑証明書添付)

墓所使用許可証未添付申立書

相模原市長 あて

申立人 (新使用者)

住 所

氏 名

墓所使用許可証を紛失したため、今回の申請(届)に際し、添付することができませんので、御了承くださるようお願いします。

なお今後、墓所使用許可証が発見された場合は、すみやかに市に提出します。

霊 園 名	□ 市営峰山霊園 □ 柴胡が原霊園
墓所の種別	□芝生墓所 □普通墓所 □墓石付芝生墓所
区 画 番 号	第 区 列 番
墓所使用者氏名 (旧使用者)	
墓所使用者との続柄	

墓 所 使 用 権 承 継 届 記載例

+n +# r =	+= +-	_	令和××年××月××日
伯	市長のあて	_	新使用者
			届出者(承継者)〒
			住 所 相模原市中央区中央2-11-15
			フリガナ サガミ イチロウ 実印
			氏名相模一郎 押印
			電話 042-000-0000
次のとお	い届け出ま	す。	
霊	袁	名	✓ 相模原市営峰山霊園□ 相模原市営柴胡が原霊園
墓	所 の 種	別	☑ 芝生墓所 □ 墓石付芝生墓所 □ 普通墓所 □ 合葬式墓所
X	画 番	号	第 1 区 1 列 1 番
基。	本 籍	相模原市	市中央区中央2丁目11番
一所使用者 使用者	住 所	相模原市	市中央区中央2丁目11番15号
者	氏 名	相模 太	大郎
	本 籍	相模原市	市中央区中央2丁目11番
承新	住 所	届出者と	二同じ
承継者	氏 名	届出者と	二同じ
	旧使用者との続柄	□配偶者 □その他	
承継	理由	■墓所使	使用者(旧使用者)死亡 也())
添付	書類	☑住民票	
		☑推薦書	書 口その他 ()
上記居中にっ	ついて承辺しっ	アトスト いか	
_			H
			h h
		-	
	記	7	説 不要
備:		4	ス ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		/ \E m #	

墓所の適正管理ができない申立書(兼)生前承継に関する同意書

霊園名	□峰山霊園	□普通墓房	所 □芝生墓所 第 区	□墓石作 列	寸芝生墓所 番
墓所番号	□柴胡が原霊園		区		番
墓所使用者 (旧使用者)					
承継者 (新使用者)	(墓所使用者からる	みた続柄)	高齢での生前承 経過しているこ		
墓所の適正管理が できない理由	□外国〜帰化・永信 □疾病又は怪我) □遠隊	鬲地居住)
私は、上記の理	理由で墓所の適正	管理ができ	ないので申	し立てま	す。詳しく
は、次のとおりて	です。				
例高齢	も、先祖の祭祀を【新使 齢であるため、今後、先 認願います。				
	上記の承継者が墓 として祖先の祭祀 記				
令和 年 —	月 日				
者 住所					
				実	护
氏名				_	